健 発 0 7 3 1 第 1 号平 成 30 年 7 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長 (公印省略)

がん診療連携拠点病院等の整備について

別添

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

I がん診療連携拠点病院等の指定について

1

2 都道府県は、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、都道府県拠点病院にあっては、都道府県に1カ所、地域拠点病院にあっては、都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏に1カ所(都道府県拠点病院が整備されている医療圏を除く。)、地域がん診療病院にあっては基本的に隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定(以下「グループ指定」という。)することにより、がん診療連携拠点病院の無いがんの医療圏に1カ所整備するものとする。

3

4

5

Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

- 1 診療体制
 - (1) 診療機能
 - ① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供 ケ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、確実な連携体制を確 保するためそのグループ指定先の地域がん診療病院と定期的な合同のカン ファレンスを開催すること。

- セ グループ指定を受ける地域がん診療病院の診療機能確保のための支援等に 関する人材交流計画を策定し、その計画に基づき人材交流を行うこと。
- ② 手術療法の提供体制
 - ウ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により手術 療法を提供する体制を整備すること。
- ③ 放射線治療の提供体制
 - オ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により 放射線治療を提供する体制を整備すること。
- ④ 薬物療法の提供体制
 - エ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、そのグループ指定先 の地域がん診療病院が標準的な薬物療法を適切に提供できるよう、レジメ ンの審査等において地域がん診療病院を支援し、連携協力により薬物療法 を提供する体制を整備すること。
- ⑤ 緩和ケアの提供体制
- ⑥ 地域連携の推進体制
- ⑦ セカンドオピニオンの提示体制
- (2)診療従事者
- 2 診療実績
- 3 研修の実施体制
- 4 情報の収集提供体制
 - (1) がん相談支援センター
 - ⑧ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により相談支援を行う体制を整備すること。
 - (2) 院内がん登録
 - (3)情報提供·普及啓発
 - ④ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける際には、連携先の地域がん診療病院名やその連携内容、連携実績等について病院ホームページ、パンフレット等でわかりやすく公表すること。
- 5 臨床研究及び調査研究
- 6 PDCAサイクルの確保
- 7 医療に係る安全管理
- 8 地域拠点病院(高度型)の指定要件について
- Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について

IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

① 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定すること。

V 国立がん**石** 究センターの中央病院及び東病院の指定要件について

VI 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件について

Ⅶ 地域がん診療病院の指定要件について

- 1 診療体制
 - (1)診療機能
 - ① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供
 - ア 我が国に多いがんを中心として、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、集学的治療や標準的治療を提供できないがんについては、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携と役割分担により対応できる体制を整備すること。
 - イ 確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点 病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。
 - キ 標準的治療等の均てん化のため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点 病院と連携することにより、対応可能ながんについてクリティカルパスを 整備し活用状況を把握すること。
 - ク がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、キャンサーボードを設置し、定期的に開催すること。なお、構成員については、必要に応じてグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により確保すること。なお、キャンサーボードを開催するに当たっては以下の点に留意すること。

② 手術療法の提供体制

- ア 我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困難であるものについては グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により提供できる体 制を整備すること。
- イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより術中迅 速病理診断を提供できる体制を整備すること。なお、当該体制は遠隔病理 診断でも可とする。

③ 放射線治療の提供体制

設備や人材配置の点から放射線治療の提供が困難である場合には、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより放射線治療を提

供できる体制を整備すること。

- ④ 薬物療法の提供体制
 - ア (3)の①のイに規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が急変時等の緊急時に入院できる体制を確保すること。イグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、薬物療法のレジメンを審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。
- ⑤ 緩和ケアの提供体制
- ⑥地域連携の協力体制

グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、 Π の1の(1)の⑥に定める要件を満たすこと。

- ⑦ セカンドオピニオンの提示体制
 - ア 我が国に多いがんその他対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、 薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師による セカンドオピニオンを提示できる体制を整備すること。またグループ指定 のがん診療連携拠点病院との連携による提示も可とする。
- (2) 診療従事者
- (3) 医療施設
- 2 診療実績
- 3 研修の実施体制
- 4 相談支援・情報提供・院内がん登録
 - (1) がん相談支援センター
 - ① 国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修 (1)、(2)を、もう1名は基礎研修 (1) \sim (3)を修了していること。
 - ② グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担により II の 4 の (1) に規定する相談支援業務を行うこと。
 - (2) 院内がん登録
 - (3)情報提供·普及啓発
 - ① 提供可能ながん医療についてわかりやすく患者に広報すること。
 - ② グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院名やその連携内容、連携実績等についてホームページ、パンフレット等でわかりやすく公表すること。
- 5 PDCAサイクルの確保
- 6 医療に係る安全管理

Ⅷ 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し

病院名 琉球大学医学部附属病院

がん診療連携拠点病院等の区分	該当指定要件
地域がん診療連携拠点病院	II
特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合	II, III
都道府県がん診療連携拠点病院	II, IV
特定機能病院を都道府県がん診療連携拠点病院として指定する場合	II、III、IV(3の(1) および(2)を除く)
国立がん研究センター中央病院および東病院	II, III, V
特定領域がん診療連携拠点病院	II, VI
地域がん診療病院	VII

区分特定機能病院で都道府県がん診療連携拠点病院として申請

※様式4(全般事項)の「1. 推薦区分」を反映しています

指定要件での扱い

A:必須

B:原則必須

C:対応することが望ましい

D:グループ指定を受けている場合必須

E:単独または連携による確保が必須

F: 二次医療圏の医師数が300人以下の場合必須ではない

G:二次医療圏の医師数が300人以下の場合必須

「−」:要件に該当なし

	様式4(機能別)の該当指定要件のA、B、D、E、Gのうち満たしていない項目について別紙1に記載すること。	-	別紙1					
Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について								
1 診療体制								
(1)診療機能								
① 集学的治療	そ等の提供体制および標準的治療等の提供							
	各医療機関が専門とするがんへの対応状況について別紙6に記載すること。グループ指定を受ける施設との連携にて対応している場合にはその連携状況についても記載すること。	-	別紙6					
iii	地域がん診療病院とグループ指定を受けている。							
オ 確実な連携体制を確保するためそのグループ指定先の地域がん診療病院と定期的な合同のカンファレンスを開催している。 D はい (はい/いいえ)								
	グループ指定先の地域がん診療病院とのカンファレンスの実施状況について、別紙11に記載すること。 - 別紙11							
ъ	グループ指定を受ける地域がん診療病院の診療機能確保のための支援等に関する人材交流計画を策定し、その計画に基づき人材交流を行っている。	D	はい	(はい/いいえ)				
	人材交流計画について、別紙12に記載すること。	-	別紙12					
② 手術療法の	提供体制	1						
	連携協力により、グループ指定先の地域がん診療病院が手術療法を提供できる体制を整備している。	D	はい	(はい/いいえ)				
③ 放射線治療	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>						
ウ	連携協力により、グループ指定先の地域がん診療病院が放射線治療が提供できる体制を整備している。	D	はい	(はい/いいえ)				
④ 化学療法の	提供体制	1						
I	グループ指定先の地域がん診療病院が標準的な化学療法を適切に提供できるよう、レジメンの審査等において地域がん診療病院を支援し、連携協力により化学療法を提供する体制を整備している。	D	いいえ	(はい/いいえ)				
⑤ 緩和ケアの								
	(病診連携の協力体制							
	ピニオンの提示体制							
(2)診療従事者								
① 専門的な知識および技能を有する医師の配置								
② 専門的な知	識および技能を有する医師以外の診療従事者の配置							
③ その他								
(3)医療施設								
	「ん医療を提供するための治療機器および治療室等の設置							
②敷地内禁煙								
③ その他				_				
2 診療実績 3 研修の実施体制								
3 研修の実施体制 4 情報の収集提供体制								
4 情報の収集提供体制 (1)相談支援センター								
(2)院内がん登録								
(2)所内かん豆稣 (3)その他								
Cole Cole Cole Cole Cole Cole Cole Cole Cole Cole								
6 PDCAサイクルの確保								
III 特定機能病院	を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について							
Ⅳ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について								
1 都道府県における	5診療機能強化に向けた要件							
1	地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確に した上でのグループ指定の組み合わせを決定している。	D	はい	(はい/いいえ)				
2 都道府県における相談支援機能強化に向けた要件								
3 都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件								
4 院内がん登録の質的向上に向けた要件								
5 PDCAサイクルの確保(都道府県拠点病院要件)								
V 国立がん研究センター中央病院および東病院の指定要件について								
	診療連携拠点病院の指定要件について							
VII 地域がん診療病院の指定要件について								
1 診療体制								
(1)診療機能								

① 集学的治療	等の提供体制および標準的治療等の提供						
ア	我が国に多いがんを中心として、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供している。 ※集学的治療や標準的治療を提供できないがんについては、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携と役割分担により対応できる体制を整備する。	E		(はい/連携により 整備/いいえ)			
1	グループ指定を受けている、あるいはグループ指定予定のがん診療連携拠点病院が決まっている。	Α		(はい/いいえ)			
	グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携と役割分担の状況について別紙10に記載すること。	-	別紙10				
	各医療機関が専門とするがんへの対応状況について別紙6に記載すること。グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携と役割分担の状況についても記載すること。	-	別紙6				
ウ	確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催している。	Α		(はい/いいえ)			
	グループ指定先のがん診療連携拠点病院とのカンファレンスの実施状況について、別紙11に記載すること。	-	別紙11				
I	地域がん診療病院の診療機能確保のための支援等に関するがん診療連携拠点病院との人材交流計画を提出し、その計画に基づいた人材交流を行っている。	Α		(はい/いいえ)			
	人材交流計画について、別紙12に記載すること。	-	別紙12				
オ	標準的治療等の均でん化のため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより、対応可能ながんについて院内クリティカルパスを整備し活用状況を把握している。	Α		(はい/いいえ)			
ъ	がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、キャンサーボードを設置し、定期的に開催している。 ※構成員については、必要に応じてグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により確保する。	Е		(はい/連携により 整備/いいえ)			
② 手術療法の							
ア	我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困難であるものについてはグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により提供できる体制を整備している。	Е		(はい/連携により 整備/いいえ)			
1	グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより術中迅速病理診断を提供できる体制を整備している。	Α		(はい/いいえ)			
③ 放射線治療の提供体制							
④ 化学療法の		1		.			
1	グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、化学療法のレジメンを審査するとともに、標準的な化学療法を 提供できる体制を整備している。	Е		(はい/連携により 整備/いいえ)			
⑤ 緩和ケアの							
⑥ 病病連携/	(病診連携の協力体制	I					
	グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携により、以下を満たすこと。						
(/) セカントオヒ	パニオンの提示体制	l					
ア	我が国に多いがんその他対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、化学療法または緩和ケアに携わる専門的な知識および技能を有する医師によるセカンドオピニオンを提示できる体制を整備している。 ※グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携による提示も可とする。	Α		(はい/いいえ)			
(2)診療従事者							
① 専門的な知識および技能を有する医師の配置							
	識および技能を有する医師以外の診療従事者の配置						
(3)医療施設 ① 専門がたがく医療を提供するための治療機器が上が治療学等の部署							
① 専門的ながん医療を提供するための治療機器および治療室等の設置 ② 敷地内禁煙等							
2 診療実績			-				
2 砂原天根 3 研修の実施体制			-				
(2)	グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、施設に所属するがん医療に携わる医師が当該研修を修了する体制を整備している。	А		(はい/いいえ)			
4 相談支援/情報提							
(1)相談支援センター							
2	グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担により相談支援業務を行っている。	Α		(はい/いいえ)			
(2)院内がん登録							
(3)その他							

グループ指定の状況

記載の有無※「あり」とするとデータ抽出の対象となります。記載する内容がない場合は「なし」としてください。「なし」の場合は以下について記入の必要はありません。

あり

病院名: 琉球大学医学部附属病院

			期間:平成29年9月1日現在
	2次医療圏名	医療機関名	連携内容(がんの種類と役割分担)
-	北部地区	北部地区医師会病院	肺がんに対する手術療法
2	北部地区	北部地区医師会病院	放射線治療の必要な方への対応
က	北部地区	北部地区医師会病院	その他すべてのがんに関する患者の診療における専門的な対応への連携・協力・相談
4			
5			
9			
7			
∞			
6			
10			

グループ指定先の地域がん診療病院(またはがん診療連携拠点病院)との カンファレンスの実施状況

あり

記載の有無
※「あり」とするとデータ抽出の対象となります。記載する内容がない場合は「なし」としてください。「なし」の場合は以下について記入の必要はありません。

病院名: 琉球大学医学部附属病院

期間: 平成29年4月1日~7月31日および平成29年度予定のもの

上記期間の開催件数

	開催日	時間 (時間)	参加 人数 (人)	参加者の職名・職種 (他施設のメンバーは施設名を明記)	議事内容
例	2017/7/3	1	20	乳腺外科部長、乳腺外科医、腫瘍内科医、放射線治療医、 放射線診断医、内視鏡医、看護師、薬剤師、ソーシャル ワーカー	乳がん患者の診療におけるグル―プ間での役割分担と連携協力体制について
1	2017/4/13	3	40	外科医、外科部長(北部地区医師会病院)、外科科長(北部地区医師会病院)、消化器外科医(北部地区医師会病院)、 乳腺外科医(北部地区医師会病院)	学術集会
2	2017/4/27	1	4	乳腺外科医、乳腺外科医(北部地区医師会病院)、外科医(北部地区医師会病院)	乳がん患者の診療における症例検討会として
3	2017/5/25	1	4	乳腺外科医、乳腺外科医(北部地区医師会病院)、外科医(北部地区医師会病院)	乳がん患者の診療における症例検討会として
4	2017/6/22	1	4	乳腺外科医、乳腺外科医(北部地区医師会病院)、外科医(北部地区医師会病院)	乳がん患者の診療における症例検討会として
5	2017/7/27	1	4	乳腺外科医、乳腺外科医(北部地区医師会病院)、外科医(北部地区医師会病院)	乳がん患者の診療における症例検討会として
6	2017/8/24	1	4	乳腺外科医、乳腺外科医(北部地区医師会病院)、外科医(北部地区医師会病院)	乳がん患者の診療における症例検討会として
7	2017/9/28	1	4	乳腺外科医、乳腺外科医(北部地区医師会病院)、外科医(北部地区医師会病院)	乳がん患者の診療における症例検討会として
8	2017/12/9	3	40	外科医、外科部長(北部地区医師会病院)、外科科長(北部 地区医師会病院)、消化器外科医(北部地区医師会病院)、 乳腺外科医(北部地区医師会病院)	学術集会

グループ間の人材交流計画について

記載の有無
※「あり」とするとデータ抽出の対象となります。記載する内容がない場合は「なし」としてください。「なし」の場合は以下について記入の必要はありません。

あり

病院名: 琉球大学医学部附属病院

期間: 平成29年度

※グループ指定施設間での人材交流計画について記載してください。

※個人名やPHSの番号が記載されていないことをご確認ください。

	受入/派遣	期間	(受入元/派遣先)医療機関名	専門分野
1	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	消化器内科
2	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	消化器内科
3	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	呼吸器内科
4	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	呼吸器内科
5	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	消化器外科
6	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	消化器外科
7	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	消化器外科
8	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	乳腺外科
9	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	乳腺外科
10	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	病理診断科
11	派遣	H29年度(H29.4/1~ H30.3/31)	北部地区医師会病院	皮膚科
12	派遣	H29年度(毎週土曜 日)	北部地区医師会病院	呼吸器内科
13	派遣	H29年度(毎週水曜 日)	北部地区医師会病院	内科(肝臓)
14	派遣	H29年度(毎週木曜 日)	北部地区医師会病院	乳腺外科
15				
16				
17				
18				
19				
20				